

# 山梨県公報

第千九百七十号

平成二十一年

八月六日

木 曜 日

## 目 次

### 告 示

保安林の指定の予定(二件)…………… 四四七

道路の区域変更…………… 四四七

建築基準法に基づく道路位置指定…………… 四四八

### 公 告

砂利採取業務主任者試験の実施…………… 四四八

開発行為に関する工事の完了について…………… 四四九

### 公安委員会

技能検定員等審査の実施…………… 四四九

警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 四五〇

## 告 示

### 山梨県告示第二百四十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十一年八月六日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 保安林の所在場所

山梨市山根字勸七 一九六三、正徳寺字へボ二八三〇の一、二八三〇の二、二八三

一、二八三二、字大泥二八一六、二八二八、二八二九、矢坪字大沢参一六六九の一、

一六六九の二七、一六六九の二八、一六六九の二九、一六六九の三〇、落合字勝負沢

一四二九、字大清水一四二八の二、字平保一四二七

#### 二 指定の目的

水源のかん養

#### 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第二百四十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十一年八月六日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 保安林の所在場所

韮崎市田野町下井字漆平三三六三、三三九一、三三九二、三四〇一、三四二九、

字上ノ山三一六〇、字石巢三六一七、三六一八、三六一九、三六二〇、三六二一、三

六二二、三六二五の一、三六二九の一、字大久保三四三六の一、三四三六の三、三四

三七、三四四〇、三四四一、三四四二、三四四三

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 主伐は択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第二百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十一年八月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月六日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士河口湖芦川線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
笛吹市芦川町上芦川字品沢一八二〇番の地先から 笛吹市芦川町上芦川字品沢一八二番の四 地先まで	一三・六 三三・八	一〇・〇 一四・七		一五二・二

山梨県告示第千二百四十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二〇一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年八月六日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の位置 甲斐市下今井字上ノ段二五九八番四
- 二 道路の幅員 六・〇メートル
- 三 道路の延長 二一・六四メートル

公 告

● 砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、砂利採取

業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成二十一年八月六日

山梨県知事 横内正明

- 一 試験日時 平成二十一年十一月十三日（金）午前十時から正午まで
- 二 試験場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁北別館六〇一会議室
- 三 受験資格 年齢、性別、学歴、居住地及び国籍を問わない。
- 四 試験科目 次に掲げる科目について筆記試験を行う。
  - 1 砂利の採取に関する法令
  - 2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 五 受験手続
  - 1 提出書類
    - (一) 受験願書
    - (二) 写真（受験願書提出前六月以内に撮影した、無帽、正面、上半身像のもので、縦四センチメートル、横三センチメートル、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの） 一枚
  - 2 受験手数料 八千円（受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。）
- 六 受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。
- 七 受験願書の提出方法 受験願書は山梨県森林環境部森林整備課（甲府市丸の内一丁目九番十一号）に提出すること。
- 七 受験願書受付期間 平成二十一年十月二十三日（金）から同年十一月六日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、郵送の場合は、同月六日までの消印のあるものは有効とする。
- 八 合格者の発表 山梨県庁東側のスクラップル交差点掲示板に合格者の受験番号を発表するとともに

に、合格者には合格証を交付する。  
九 その他

1 試験当日持参するもの

(一) 受験票

(二) 筆記用具

2 疑問の点については、山梨県森林環境部森林整備課（電話〇五五 二二三 一六四五）に問い合わせること。

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十一年八月六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中央市下河東字西反甫二一六二の二、二一六二の三の一部及び二一八一の一部の区域

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中央市下河東二千百八十八番地 土屋裕義

## 公安委員会

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識について行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識について行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

平成二十一年八月六日

山梨県公安委員会

委員長 井 上 利 男

一 審査の種類

1 技能検定員審査

大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許をいう。以下同じ。）及び大型自動車第二種免許等（大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許をいう。以下同じ。）に係る各技能検定員審査

2 教習指導員審査

大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許及び大型自動車第二種免許等に係る各教習指導員審査

二 審査日時及び場所

1 審査日時

平成二十一年九月七日（月）、九月九日（水）及び九月十一日（金）の午前九時から午後五時まで

2 審査場所

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター

三 受付期間及び場所

1 期間

平成二十一年八月十日（月）から平成二十一年八月二十一日（金）まで

2 場所

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

四 審査内容

1 技能検定員審査

技能検定に関する技能及び知識

2 教習指導員審査

教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

1 技能検定員審査

(一) 大型自動車免許及び中型自動車免許 二万四千七百円

(二) 普通自動車免許 二万五千円

(三) 特定第一種運転免許 一万四千円

(四) 大型自動車第二種免許等 二万二千四百五十円

2 教習指導員審査

- (一) 大型自動車免許及び中型自動車免許  
一万五千六百五十円
- (二) 普通自動車免許  
一万二千百五十円
- (三) 特定第一種運転免許  
九千五百円
- (四) 大型自動車第二種免許等  
一万三千三百円

なお、山梨県収入証紙により納付すること。

六 その他

- 1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五（二八五）〇五三三内線五九二）に問い合わせること。
  - 2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。  
大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。
- なお、審査細目の免除者は、免除該当であることを証明するものを添付し、申請すること。

● 警備員指導教育責任者講習の実施について

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成二十一年八月六日

山梨県公安委員会

委員長 井 上 利 男

一 講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

- 1 警備業務の区分  
法第二條第一項第一号に規定する警備業務（以下、「一号警備業務」という。）
- 2 実施日時  
平成二十一年九月八日（火）から同月十一日（金）までの午前九時から午後五時まで。ただし、十一日は午前九時から午後三時までとする。

3 実施場所

甲府市宝二丁目二十一番二十号 山梨県農業共済会館二階研修室

二 受講定員

三十人

三 受講対象者

受講申込みを行う日において、一号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号）第七条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当する者とする。

- 1 最近五年間に一号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
  - 2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（一号警備業務に係るものに限る。以下「一級検定」という。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
  - 3 検定規則第四条に規定する二級の検定（一号警備業務に係るものに限る。以下「二級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上一号警備業務に従事しているもの
  - 4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一條第二項に規定する一級の検定（一号警備業務に係るものに限る。以下「旧一級検定」という。）に合格した者
  - 5 旧検定規則第一條第二項に規定する二級の検定（一号警備業務に係るものに限る。以下「旧二級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上一号警備業務に従事しているもの
- 四 受講手続
- 1 事前申込手続
    - (一) 事前申込みの方法  
受講を希望する者は、山梨県警察本部生活安全企画課（受付専用電話〇五五 二二七 七八三〇）あてに事前に申込みを行い、受理番号を取得すること（電話一本につき一人の受付とし、受付専用電話以外での受付は行わない。）。
    - (二) 事前申込受付期間  
平成二十一年八月十七日（月）及び同月十八日（火）の午前九時から午後五時

まで

なお、先着順に受け付け、事前申込受付期間内であっても、申込人員が定員に達した場合は、受付を締め切る。

2 受講申込手続

1 の事前申込手続を行い、受理番号を取得した者は、次により受講の申込みを行うこと。

(一) 受講申込受付期間

平成二十一年八月十九日(水)から同月二十一日(金)までの午前九時から午後五時まで

(二) 提出書類

(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書 一通

(2) 写真(申込前六か月以内に撮影した正面、上三分身、無帽、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 一枚

(3) 資格者証又は修了証明書の写し

(4) 受講対象者のいずれかに該当することを疎明する次の書面

ア 三1に該当する者

一 号警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面

(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

イ 三2に該当する者

一 級検定に係る合格証明書の写し

ウ 三3に該当する者

二 級検定に係る合格証明書の写し及び二 級検定に合格した後、継続して一

年以上一 号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

エ 三4に該当する者

旧一 級検定に係る合格証の写し

オ 三5に該当する者

旧二 級検定に係る合格証の写し及び旧二 級検定に合格した後、継続して一

年以上一 号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

(5) 代理人が受講申込書を提出する場合には、本人からの委任状

(三) 受講手数料

受講申込書の提出時に二万三千円の山梨県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、申込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付し

ない。

(四) 受講申込書等の提出先

(二)に掲げる書類を申込人の住所地を管轄する警察署(他の都道府県の区域内に住所を有する者については、甲府警察署)に提出し、受理番号を申告すること。ただし、郵送による申込みは受け付けない。

五 講習の委託

講習は、社団法人山梨県警備業協会(所在地 甲府市宝一丁目二十一番二十号)に委託して行う。

六 修了証明書の交付

講習最終日に筆記の方法により修了考査を行い、合格者には、修了証明書を交付する。

七 その他

1 講習初日は、午前八時三十分から午前八時五十分までに受付を済ませること。

2 受講者は受講に当たり、筆記用具を持参すること。

3 講習についての質疑は、山梨県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇五五二三五 二二二一内線三〇二二)に問い合わせること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番